

# 川崎市結核対策DOT事業

— 患者の発見から治療終了まで —

川崎市健康福祉局健康部疾病対策課 多田有希

## はじめに

東京都台東区に続き、ここ1年の間に日本の各地区において様々な形でDOTS事業が始まっています。WHOがDOTS戦略を提唱してから既に5年経ちますが、日本でも国や自治体がそれぞれの結核の現状からDOTS事業の必要性を実感し、今こそ結核に立ち向かう決意をした一つの証であると思います。

川崎市においても、平成11年度の試行を経て、平成12年8月より「川崎市結核対策DOT事業」を開始しましたので、これまでの経過を含めて紹介します。

## 高罹患率地域対策の必要性

川崎市の結核罹患率は全国と同様に悪化の兆しが認められ、平成10年から増加に転じています。平成11年の罹患率では、市内7つの区のうち5区で全国平均を上回っており、中でも川崎区の罹患率は極めて高く、全結核罹患率は人口10万対101.8（川崎市全市46.1、全国平均32.4）となっています。

この川崎区は、明治時代より工場地帯として労働者が多く集まり、市の中心部として発展した地域で、現在はホームレスやジョブレスの非常に多い地域です。また、簡易宿泊所の多い地域でもあります。市内の野宿生活者（ホームレス）は現在約1,000人で、そのほとんどが川崎区内の川崎駅周辺、多摩川河川敷、公園等にダンボールやビニールテントで生活しています。川崎区の新登録患者（平成10年）172人のうち野宿生活者、簡易宿泊所居住者の占める割合はいずれも10%前後ですが、野宿生活者の患者ではその約70%が塗抹陽性肺結核であり、また、登録後1年以内に約30%が結核死亡し、約20%が治療を中断しています。

このような状況から、本市では川崎区の罹患率を低下させる対策が急務であり、そのためには、野宿生活者等の結核患者の早期発見と治療の中断・脱落を防ぐことが必要と判断しました。

## 平成11年度までの取り組み

～結核検診とDOT実施に向けての試行～

川崎市では野宿生活者の結核検診を結核対策特別促進事業として平成6年度に開始しました。平成7年度からは福祉施策として始まったパン券支給事業（平成11年度途中からは弁当支給）の実施会場に間接撮影X線車を配置するスタイルで行っています。平成10年度は野宿生活者の数が倍増し十分な対応が取れませんでした。平成11年度には実施主体の区役所保健所に加え、本庁結核対策所管課、福祉担当部局（本庁野宿生活者対策所管課、区役所福祉部）が協力し、体制を強化して実施しました（表1）。また、この検診によって発見された患者の治療について次の3点を試みました。市立井田病院（市内唯一の結核病床を有する病院）の入院患者については院内でDOTを実施する。また退院後の通院治療は野宿場所にも、保健所にも近い結核予防会神奈川県支部川崎健康相談所にできる限り移す。通院患者は川崎健康相談所に集中して診察してもらう。通院患者に対しては、患者本人とよく話し合い、了承の得られたものについては薬の殻を保健所に持参してもらい、保健婦が服薬を確認する。

DOTの実施については、ニューヨークや台東区で効果的に行われていることを理解はしていました。しかし、それを保健所で実施することについては、療養を支援する立場にある保健所職員が、患者に対し目の前での内服を要求することに抵抗があり、療養支援方法を模索しながら、この形で実施しました。一人一人とのコミュニケーションを重視し、とにかく治療終了まで連絡が途絶えないことを目標に行いました。受診予定日に受診しなかった場合には医療機関と保健所、区役所福祉部が互いに連絡を取り合ってその患者を探しました。その結果、通院患者9人のうち6人が定期的に薬の殻を持参して保健所に通い、最終的には、結核を発見された12人全員の治療終了を確実に把握することができました。

## 保健所でDOTを開始

多くの患者がコミュニケーションを求めており、薬

の殻を持って保健所にまじめに来所してくれたこと、また福祉担当部局や、入院及び通院医療機関との連携体制ができ始めたことを踏まえ、平成12年度は「川崎市結核対策DOT事業」を立ち上げ、保健所でもDOTを開始しました(表2)。

対象者は野宿生活者結核検診による発見患者にとどめず、川崎区役所保健所に登録された野宿生活者、簡易宿泊所居住者、一人暮らしの者等の結核患者のうちで治療困難と認められる者とし、保健所では、通院患者については、本人の同意を得て、保健婦及び臨時雇用看護職がDOTを実施することとしました。入院患者については、井田病院でDOTを実施し、それ以外の病院に入院した場合にはDOTの実施を依頼し、さらに、訪問の充実や保健所保健婦と井田病院看護職との定期的連絡会の開催などによって病院との連携の強化を図ることとしました。

平成12年8月の開始より12月末現在までに、18人(うち2人治療終了、1人治療中断)にDOTを実施しているほか、4人が1週間に1度薬の殻を保健所に持参しており、服薬を確認しています(表3)。

### 事業継続のために必要なもの

現在川崎市のDOT事業は、保健所を中心に、協力機関も含めた関係者の熱意によって支えられています。しかし、1～2年集中的に頑張れば終わりという事業ではなく、今後の継続のためには、結核が政策医療の対象であることを踏まえ、より組織的かつ効果的な事業展開が必要と考えます。当面必要と考えられるのは、適切な療養支援ができる環境整備であり、具体的には、対象者増加に備えての実施場所と専任職員の確保、より一層充実した医療レベルの確保です。また、間歇投与の必要性、有効性も検討する必要があります。

今後、国や結核予防会、またDOTを実施している他都市からの情報等を参考にして、本市に適した実施方法をさらに考えていきたいと思っています。

表1 野宿生活者結核検診経過 (人)

年度	実施主体	受診者数	発見結核患者数	参考 (1日平均/1人受診者数)*
6	衛生局感染症対策課	102	0	554
7	衛生局感染症対策課	139	6	543
8	衛生局川崎保健所	400	4	371
9	川崎区役所保健所	413	7	468
10	川崎区役所保健所	261	4	862
11	川崎区役所保健所	910	12	853
12	川崎区役所保健所	717	11	715(4～12月平均)

\*年間総支給者数を総日数で割ったもの。  
(パン券による食品支給(平成11年度途中からは弁当支給)は連日実施)

表2 川崎市結核対策DOT事業(概要)

<p>実施主体: 川崎区役所保健所, 健康福祉局健康部疾病対策課          主な関係: 川崎市立井田病院, (財)結核予防会神奈川県 支部川崎          協力機関 健康相談所, 川崎区役所区民福祉部福祉課, 健康福祉局          地域福祉部保護指導課          対象者: 川崎区役所保健所に登録された結核患者のうち野宿生活者, 簡易宿泊所居住者, 一人暮らしの者等で治療困難と認められるもの          実施方法: 入院患者については, 井田病院では院内でDOTを実施する。          通院患者(退院患者を含む)については, 同意を得られた者に対して, 保健所でDOTを実施する。内服確認は全ての開庁日とし, 保健所保健婦及び臨時雇用看護職等により行う。</p>
--

表3 平成12年度(8～12月)DOT実施状況 (人)

	DOTを開始した人数	開始の契機別			(参考) 週1回の薬の 所持参を開始 した人数
		野宿生活者・ 簡易宿泊所 結核検診	退院 (井田病院再掲)	医療機関受診 及び転入	
8月	2	1	1(1)*	0	0
9月	6	1	4(2)**	1	1
10月	4	1	3(2)	0	3
11月	4	1	1(1)	2	0
12月	2	2	0	0	0
合計	18	6	9(6)	3	4

\* 治療終了  
\*\* 内, 治療中断1人, 治療終了1人